

北海道消防学校教育訓練等のあり方(素案)

令和 年 月

北海道危機対策局

北海道消防学校

はじめに

平成 23 年の東日本大震災をはじめ、平成 30 年 9 月の北海道胆振東部地震や本年 10 月の台風第 19 号による大雨など、近年の災害は、複雑・多様化に加え大規模化の様相を呈しており、救出・救助に当たる消防機関には、より専門化・高度化した対応が求められている。

また、団塊世代の大量退職による専門的な知識や経験を積んだベテラン層の消防職員の減少や、これに伴う新規採用者の大幅な増加が見られる中、火災件数の減少などにより若年層の現場経験が減少傾向にあり、安全管理を含めた災害対応力の低下が懸念されている。

加えて高齢者施設や有床診療所での火災など、これまでに経験のない態様の火災の発生を受けた消防法令の改正により、予防業務の高度化・専門化も必要とされている。

このような社会情勢の下、消防職員及び消防団員が適切に任務を遂行するためには、知識・技術の向上が不可欠であり、その基礎となる消防学校における教育訓練は極めて重要である。

また、本道の防災・減災の観点から、緊急消防援助隊の拠点機能の強化や北海道胆振東部地震災害検証委員会からの提言等を踏まえた自主防災組織への教育など消防学校施設等の行政資源を活用した新たな役割についても模索する必要がある。

このため、本年 7 月から、消防学校における消防職員等への教育訓練の充実等に資することを目的に、消防関係者や防災専門家等で構成される「北海道消防学校教育訓練等のあり方検討会」において、将来にわたる教育訓練のあり方、その教育を推進するための組織運営や施設整備のあり方を柱に、道消防学校と札幌市消防学校との連携のあり方も加味しながら検討を行った。

この「北海道消防学校教育訓練等のあり方」は、同検討会における様々な意見等を踏まえ、消防職員及び消防団員の知識や技能の向上に向けた教育訓練のカリキュラム編成の考え方や防災対策にかかわる新たな役割、また、その内容に見合う施設のあり方などを取りまとめたものである。

目 次

背景と目的・検討事項・概要

- 1 検討の背景と目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 検討事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 北海道消防学校教育訓練等のあり方検討会の概要 ・・・・・・ 1

第1章 教育訓練のあり方

- 1 教育訓練の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 教育訓練に係る課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 3 教育訓練に係る札幌市消防学校との連携・・・・・・・・ 10
- 4 教育訓練の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

第2章 組織運営体制のあり方

- 1 組織運営体制の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 2 組織運営体制に係る課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 3 組織運営体制の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

第3章 施設整備のあり方

- 1 施設整備の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 2 施設整備に係る課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 3 施設整備に係る札幌市消防学校との連携・・・・・・・・ 21
- 4 施設整備の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

背景と目的・検討事項・概要

1 検討の背景と目的

近年の災害の態様は、複雑多様化とともに大規模化の様相を呈しており、消防機関においても専門化・高度化した対応が求められている。

このような社会情勢の下、消防職員及び消防団員が適切に任務を遂行するためには、知識や技術の向上が不可欠であることから、その基礎となる消防学校における教育・訓練は極めて重要である。

また、消防学校が有する校舎や寮舎、訓練施設については、緊急消防援助隊の活動拠点としての機能の充実など、防災・減災対策のための活用についても検討する必要がある。

こうしたことから、現在、寮舎の改修及び校舎の改築準備を進めているこの機に、消防学校における消防職員等への教育訓練の充実及び本道の防災・減災対策に資することを目的として、必要な検討を行うものである。

2 検討事項

(1) 教育訓練及び札幌市消防学校との連携のあり方

専門的な知識や経験を積んだベテラン層の消防職員が減少、経験の浅い若年層の消防職員の急速な増加、加えて、火災件数の減少や救急出動件数の増加、救急業務や予防業務の高度化といった情勢変化に応じた教育訓練のあり方について検討する。

また、札幌市が平成11年に設置した札幌市消防学校との連携のあり方や北海道胆振東部地震災害検証委員会からの提言にもある自主防災組織に対する教育のあり方などについて、その方向性について検討する。

(2) 組織運営体制のあり方

国から示されている消防学校の施設、人員及び運営の基準に示されている教員数及び道行政組織規則上の消防学校の位置づけと道における総合的な防災対策を推進する上での課題を踏まえ、あるべき姿について検討する。

(3) 施設整備のあり方

上記(1)の教育訓練を実現するために必要な教育訓練施設の整備について、国の基準を踏まえ、施設及び資機材整備について検討する。

3 北海道消防学校教育訓練等のあり方検討会の概要

(1) 目的

近年の消防防災を取り巻く状況の変化を踏まえ、今後、道消防学校に求められる教育訓練のあり方や防災・減災対策に向けた役割、それらに伴う施設のあり方等について道が意見等を聴取するため、消防関係者や防災専門家等で構成される検討会を開催する。

(2) 構成

- ① 消防教育訓練または消防行政に関する専門的知識を有する者
 - ② 北海道内消防本部の長（札幌市消防局及び道西地区、道南地区、道央地区、道北地区、道東地区を代表する消防本部）
 - ③ 消防団に関する専門的知識を有する者
 - ④ 防災に関する専門的知識を有する者
 - ⑤ その他消防学校長が必要と認める者
- ※ 検討会には、オブザーバーを置くことができる。

(3) 検討会の開催

区分	開催日時	主な聴取事項
第1回	令和元年7月24日	検討項目別、課題及び今後の方向性について
第2回	令和元年8月23日	検討項目別、今後の方向性に関する道の考え方について
第3回	令和元年10月23日	消防学校の教育訓練等のあり方に係る方向性について

第1章 教育訓練のあり方

1 教育訓練の実施状況

消防組織法第51条第4項では、消防学校の教育訓練は消防庁が定める基準を確保するよう努めなければならないとされており、消防庁では、この規定を受け、「消防学校の教育訓練の基準」（以下、『教育訓練基準』という。）及び「消防学校の施設、人員及び運営の基準」（以下、『消防学校施設等の基準』という。）を告示している。

この基準では、教育訓練を消防職員に対する初任教育や専科教育等、消防団員に対する基礎教育や幹部教育等に区分し、さらにその種類ごとに、警防科や予防査察科など種別（科・課程）を掲げ、それぞれの到達目標や標準的な教科目及び時間数を定めている。また、この基準以外の教育訓練で特別の目的のため行うものを特別教育としている。

道消防学校では、この教育訓練基準に準拠し、次のとおり教育訓練を実施している。

対象	種類	実施している科・課程
消防職員	初任教育	■初任教育
	専科教育	■警防科 ■予防査察科 ■危険物科 ■火災調査科 ■救助科 ■救急科
	幹部教育	■幹部科
	特別教育	■ポンプ操法指導員課程 ■はしご自動車運用課程 ■都市型救助課程 ■水難救助課程 ■ビデオ硬性喉頭鏡講習・処置拡大2行為講習
消防団員	消防団員教育	■基礎教育 ■幹部教育指揮幹部科
	幹部教育	■指揮幹部科
	特別教育	■女性団員課程 ■オフロードバイク講習 ■ドローン講習 □消防団員現地教育((公財)北海道消防協会に協力)

(1) 消防職員に対する教育

【初任教育】

新たに採用された消防職員に対し、消防職員として必要な基礎的知識、技術の習得及び安全管理について理解させるとともに、各種訓練を通じ厳正な規律の保持と旺盛な士気の高揚及び体力・気力の錬成を図り、即戦力として消防活動全般に対応できるよう育成する。

① 入校の状況について

平成に入ってから初任教育入校者数の推移を見ると、バブル経済の崩壊とともに社会全体が就職氷河期とも言われた平成5～6年以降、その傾向が消防の新規採用者にもうかがわれ、平成7年の315名をピークに平成16年の122名へと減少傾向が続いた。

その後、団塊世代の大量退職等に伴い、新規採用職員が多くなり、近年においてもその傾向が続いている。



② 訓練の充実・強化（濃煙熱気体験訓練の導入）

平成 27 年度から旧北海道立夕張北高校を改装した宿泊研修施設周辺において、「濃煙熱気体験訓練」を実施している。

この訓練は、コンテナ内で木製パレットを燃焼し、濃煙熱気等を学生に体験させるもので、山岳活動訓練と併せて 2 日間の日程で宿泊研修として実施している。



【専科教育】

現任の消防職員に対し、特定分野等に関する専門的教育訓練を実施し、従事する業務に更に必要な知識・技術を習得し、遂行能力の向上を図る。

※ （ ）内は平成 30 年度実績

① 警防科（期間 17 日間：北海道胆振東部地震の影響で中止）

各種災害態様を想定した実技訓練などを通し、現場の指揮と安全管理など警防業務遂行に必要な専門的知識、技術を習得し、指揮者(小隊長)として適切な指揮ができるよう育成。

② 予防査察科（期間 11 日間、入校者 40 名）

査察行政の現状と課題、防火管理、違反処理等、予防査察業務遂行に必要な専門的知識、技術を習得し、公正な査察や重大な違反是正を指導できるよう育成。

③ 危険物科（期間 8 日間、入校者 20 名）

危険物の規制や立入検査など、危険物行政遂行に必要な専門的知識、技術を習得し、与えられた権限を正しく執行できるよう育成。

④ 火災調査科（期間 16 日間、入校者 ①回目 36 名、②回目 36 名）

火災の原因調査、火災・消火活動による損害調査、書類の作成要領など火災調査業務遂行に必要な専門的知識、技術を習得し、業務を的確に遂行できるよう育成。

⑤ 救急科（期間 46 日間、入校者 ①回目 70 名、②回目 70 名）

救急業務及び救急医学に関する基本的知識、応急処置、資機材の取扱いなど、救急隊員として必要な専門的知識、技術を習得し、救急活動を的確にできるよう育成。

⑥ 救助科（期間 29 日間、①回目 42 名、②回目 42 名、2 回目は北海道胆振東部地震の影響で中止）

厳しい環境下での士気の高揚及び体力の錬成を図るとともに、救助活動遂行に必要な専門的で高度な技能、技術を習得し、自らの安全を確保できるよう育成。

【幹部教育幹部科】（期間 10 日間、入校者 43 名）

人事業務管理、現場活動における安全管理、行財政など幹部職員としての幅広い知識、技術を習得し、迅速・的確な意思決定と指揮監督を行い、組織管理運営ができるよう育成。

【特別教育】

教育訓練基準で定められる、初任教育、専科教育のほか、道内消防の課題やニーズなど、特別の目的のため実施する教育訓練を特別教育として実施している。

① ポンプ操法指導員課程（隔年実施：期間 3 日間、入校者 50 名）

消防ポンプ操法の指導員として必要な知識、技術を習得する。

② はしご自動車運用課程（期間 5 日間、入校者 27 名）

はしご自動車等の操作に必要な知識、技術及び安全管理を習得し、安全かつ的確な災害活動ができるよう育成する。

③ 都市型救助課程（期間 5 日間、入校者 28 名）

都市型救助に関する基礎理論、安全管理、また、ザイル、ギアなど都市型救助器具の取扱いなど、必要な知識、技術を習得し、安全かつ的確な災害活動ができるよう育成することを目的とし、これらの技法の導入を予定している消防本部の職員等を対象に、平成 27 年度に新設。



④ 水難救助課程（期間 5 日間、入校者 8 名）

水難救助器具の取扱、救助方法、安全管理など、水難救助活動に必要な知識、技術を習得し、安全かつ的確な災害活動ができるよう育成することを目的とし、水難救助業務の導入を予定している消防本部の潜水訓練経験職員等を対象に、平成 27 年度に新設。（定員 20 名、訓練期間 5 日）

【主な訓練場所】・野幌総合運動公園プール、小樽色内埠頭



⑤ 大規模災害広域応援指揮課程

（期間 11 日間、入校者①回目 19 名、②回目 20 名）

指揮理論、部隊の安全管理、各種災害に応じた指揮要領など、現場指揮者に必要な知識、技術を習得し、大規模災害等の現場における広域応援活動時に適切に指揮できるよう育成することを目的とし、札幌市消防学校との連携の下、平成 30 年度に新設。

⑥ MC (メディアコントロール)関係特別教育

道における救急業務高度化推進事業として、危機対策局と連携し「北海道救急業務高度化推進協議会」が定める各種講習プログラムに基づき、救急救命士に対する「MC 関係特別教育」を実施している。

道消防学校では、「ビデオ硬性喉頭鏡気管挿管救命士認定講習」及び「処置拡大 2 行為講習」を実施している。

ア ビデオ硬性喉頭鏡気管挿管救命士認定講習

各 1 日、1 回あたり 24 名受講、30 年度は 5 回実施

イ 処置拡大 2 行為講習

各 4 日、1 回あたり 32 名受講、30 年度は 6 回実施

(2) 消防団員に対する教育

消防団員教育として基礎教育、幹部教育（指揮幹部科）及び特別教育（女性団員課程）を実施し、年間約 150 名を超える消防団員が入校し、それぞれの科・課程において地域防災の担い手としての自覚の醸成のほか、対象者に応じた必要な知識や技術の習得のための教育訓練を実施している。

また、(公財)北海道消防協会が実施する消防団員現地教育訓練に関し、要請により学校教員を市町村に派遣し直接消防団員の指導にあたっている。

教育項目	内 容	H30 期間・入校者
基礎教育	消防の組織制度、火災防ぎよ、災害現場での安全確保など	期 間 4 日間 入校者 26 名
幹部教育 指揮幹部科	幹部としての職責、情報収集・伝達、現場指揮、安全管理など	期 間 3 日間 入校者 ①回目 45 名 ②回目 43 名
女性団員課程	住民への防火指導、防災教育、応急手当普及指導など	期 間 3 日間 入校者 25 名
現地教育訓練	市町村からの要請に応じ、全道各地で実施	各訓練 1 日 実施箇所 14 市町村

※このほか、平成 30 年度から、総務省消防庁の無償貸与資機材を受け、「ドローン講習」及び「オフロードバイク講習」も実施。

(3) その他の教育

消防学校では、上記のほか、消防団員の一日入校や、町内会・女性防火クラブ・自主防災組織等に対し、消防・防災に関する知識の理解や防災意識の高揚が図られるよう、随時、各種教育訓練の受入れを行っており、平成 30 年度は、10 団体 371 名が学校を訪問して、半日や一日研修を受講している。

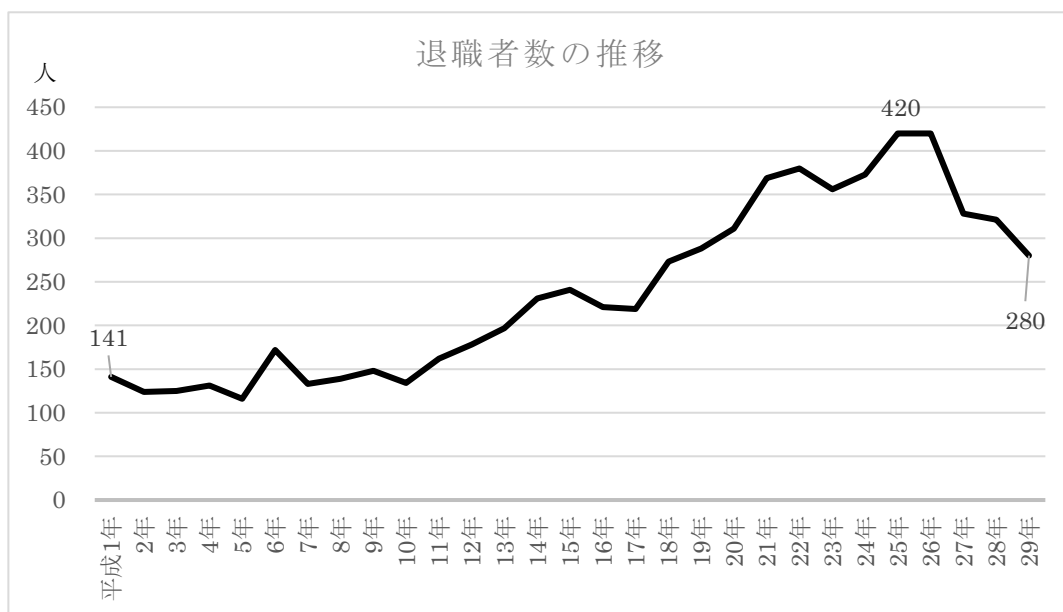
2 教育訓練に係る課題

(1) 消防を取り巻く環境の変化に伴う課題

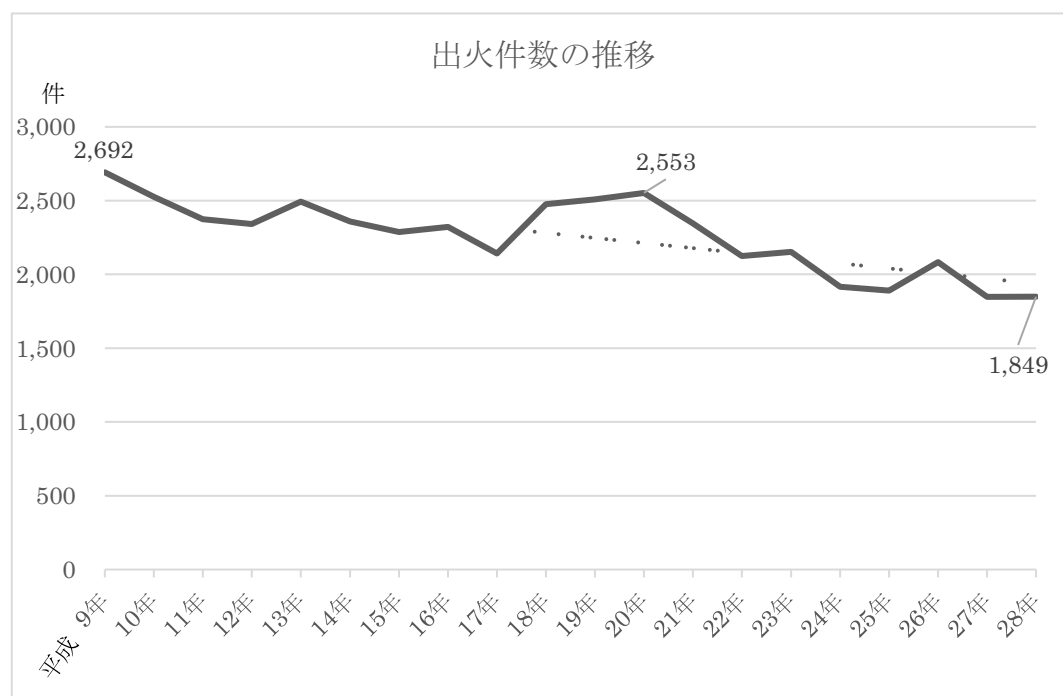
i) 若年層の災害対応力の低下

道内の消防本部を含む全国の消防機関では、団塊の世代の大量退職により専門的知識や経験を積んだベテラン層の消防職員が減少し（図1）、これに伴う新規採用者の大幅な増加がみられる中、火災件数等の減少など（図2）により若年層の現場経験が減少傾向にあることから、安全管理を含めた災害対応力の低下が懸念されている。

〔図1〕

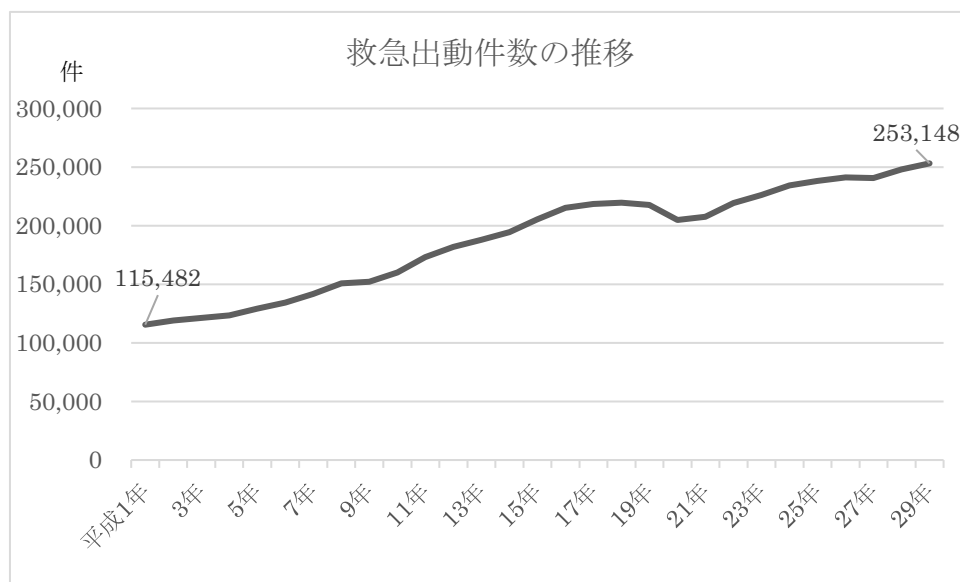


〔図2〕



ii) 救急及び予防業務の高度化等

救急需要の増加に伴い救急資格者の養成が急務となっているほか、救命率を高めるための救急業務の高度化が行政課題の一つとなっている。加えて高齢者施設や有床診療所での火災など、これまでに経験のない態様の火災の発生を受けた消防法令の改正に伴い、予防業務の高度化・専門化も進んでいる。



iii) 広域応援活動等への対応

災害の態様が複雑多様化していることに加え、大規模化の様相を呈しており、緊急消防援助隊派遣時の活動も含め、より高度な活動が求められている。

【道内消防が広域応援活動又は緊急消防援助隊活動にかかわった災害等】

年 月	災害名	備考
平成 5 年	北海道南西沖地震	広域応援
平成 7 年	阪神・淡路大震災	これを機に緊援隊の創設
平成 8 年	豊浜トンネル崩落事故	広域応援
平成 9 年	第 2 白浜トンネル崩落事故	広域応援
平成 12 年	有珠山噴火災害	広域応援 緊援隊の受援
平成 15 年	宮城県北部地震	緊援隊の派遣
平成 15 年	出光興産（株）北海道製油所火災	広域応援 緊援隊の受援
平成 20 年	岩手・宮城内陸地震	緊援隊の派遣
平成 23 年	東日本大震災	緊援隊の派遣
平成 30 年	北海道胆振東部地震	広域応援 緊援隊の受援
令和元年	令和元年台風第 19 号	緊援隊の派遣

注) 備考欄の「広域応援」は北海道広域消防相互応援協定に基づく活動、「緊援隊」は緊急消防援助隊の略

(2) 消防庁告示「消防学校の教育訓練の基準」の改正に伴う課題

全国の消防における職員の大量退職に伴う新規採用者の大幅な増加、災害態様の複雑多様

化、大規模化、高齢者福祉施設や有床診療所の火災を受けた消防法令の改正に伴う予防業務の高度化・専門化が進んでいる。

このような背景の下、消防職員の知識・技術の更なる向上が求められていることから、消防学校における教育訓練の更なる充実を図ることを目的に、平成27年3月、基準が改正され、以来、道消防学校では、この基準を踏まえた各科・課程のカリキュラムの見直しを順次行ってきたところであるが、更なる教育訓練の充実のためには、施設整備や組織体制のあり方も踏まえたカリキュラムの見直しが必要である。

主な改正内容は次のとおり

- ① 安全管理や実科訓練など災害現場における対応能力を養うための教育訓練や緊急消防援助隊の制度や活動内容に関する教育訓練が拡充された。
また、予防査察や違反処理に関する教育訓練の充実が図られた。
- ② 初任教育の標準的な教科目及び単位時間数の合計は従前どおり（800時間）としながら、安全管理や実科訓練の教科目に重点配分された。
- ③ 専科教育及び幹部教育においても、消防を巡る課題と必要性を踏まえた安全管理や実科訓練の教科目に重点配分された。

【初任教育における基準改正の状況】

種目	単位時間数に変更された主な教科目（旧→新）	旧基準	新基準
基礎教育	◆法制通論（15→20） ◆理化学（15→10） ◆情操（4→0）	8 7	7 2 [△15]
実務教育	◆安全管理（12→16） ◆査察（24→27） ◆防災（22→23）	2 2 3	2 3 1 [+8]
実科訓練	◆消防活動訓練（80→82） ◆救助訓練（40→45） ◆機器取扱訓練（50→55） ◆消防活動応用訓練（80→85）	3 5 5	3 7 2 [+17]
その他	◆選択研修（50→40）	1 2 5	1 3 5 [△10]
計		8 0 0	8 0 0

3 教育訓練に係る札幌市消防学校との連携

(1) 経緯

道消防学校は、昭和23年に設立し、札幌市を含む全道の消防士に対する育成を行っていたが、札幌市において、複雑多様化する都市型災害に対応する消防士の育成を目的とし、平成11年11月に独自の消防学校を設置し、以来、札幌市の消防職員は道消防学校に入校していない。

(2) 北海道・札幌市消防連携強化連絡会議における協議

地震・局地的豪雨・暴風雪等による災害が各地で頻発し、また、社会経済状況の変化により、地域防災力の中心的な担い手である消防団員が減少している。こうした状況を踏まえ、道と札幌市の連携強化等について協議・検討を行うため、平成26年9月、北海道・札幌市消防連携強化連絡会議を設置し、以来、協議を進め連携に取り組んでいる。

(3) 道と札幌市が連携し実施した主な教育訓練

i) 両校の初任教育による大規模災害合同訓練の実施

大規模災害発生に伴う広域応援活動を想定した各種消防技術の習得と活動に耐えうる体力、精神力の向上を図るとともに、大規模災害時における道内の消防職員相互の顔の見える関係を築くため、平成26年度から道消防学校及び札幌市消防学校の施設を交互に活用して2日間の日程で合同訓練を実施している。

ii) 市消防学校救急科救急標準課程における道内消防職員の受入れ

各消防本部の現下の課題となっている救急隊員の養成に対応するため、道消防学校の定数を超える入校希望があった場合、札幌市消防学校において他市町村の消防職員を受け入れている。

iii) 特別教育大規模災害広域応援指揮課程の共同開催

大規模災害時に消防本部の異なる複数の消防隊員が行う広域応援活動を適切に指揮できるよう、指揮理論や部隊の安全管理、各種災害の指揮要領など習得することを目的に道消防学校と札幌市消防局が共同で実施している。

(4) 連携により期待されること

- i) 大規模災害時における道内消防広域応援隊及び緊急消防援助隊北海道隊編成時の顔の見える関係の構築により、活動の円滑化が期待される。
- ii) 道内の消防職員が、札幌市が有する高度な都市型救助技術等を習得することにより、道内全体の消防技術力の向上が期待される。
- iii) 教育訓練施設・資機材等の相互利用により整備施設等の効率的な活用が期待される。
- iv) 科・課程の共同開催等により人員・資機材の節約化が期待される。

※ 参考（他県における政令指定都市消防学校との連携状況）

- a 連携なし（神奈川県）
- b 初任教育における合同体育大会（千葉県）、合同訓練の実施（愛知県、福岡県）
- c 実践的訓練施設（ホットトレーニング施設）等を活用した初任教育における実科訓練の合同実施（兵庫県）
- d 専科教育火災調査科の合同実施（愛知県）
- e 初任教育及び専科教育の市消防学校での共同実施、消防団教育の府消防学校での共同実施（京都府）

4 教育訓練の方向性

【検討会での主な意見】

① 消防職員に対する教育

[初任教育]

- ア 防災、危機管理、災害対応、消防活動いずれも経験がものをいう世界であり、火災件数も減り、現場経験の中で体験していくことが難しいため、初任教育の中で、実践にかなり近い形の経験が必要。
- イ 若年層の現場経験が減少傾向にあり、安全管理を含めた災害対応力の低下は、各消防本部共通の課題。実践的な教育訓練を重視したカリキュラムにすべき。
- ウ どの消防本部も職員の平均年齢が若くなってきている。とくに、初任教育は人を助ける前に自分を守ることが大事。そういうことから実践的訓練が必要。
- エ 実践的なカリキュラムは消防大学校でもニーズが高い。

[専科教育]

- オ 実践的訓練について、専科教育でも、若年職員が多くなってきており、そのフォローアップが必要。
- カ 予防分野では、違反処理の公表制度等が導入され、条例改正等が必要となっており、若い職員に向けた教育が必要。
- キ 消防大学校では、火災調査科において模擬家屋を活用するのはスキル向上に大いに役立っている。

[特別教育]

- ク 北海道の特性として、災害の態様や消防本部の体制が異なる。そうした中で、道と札幌市の共同による大規模災害広域応援指揮課程で消防本部の異なる職員が共同で訓練を行うことは大変意義がある。

② 消防団員に対する教育

- ア 十分対応できる教育体制の確保と現地教育訓練等地域におけるカリキュラムに対する支援を充実すべき。
- イ 過疎化、高齢化の進展により、消防団員の確保が難しくなっている状況で、行政

消防団員や学生消防団員、機能別消防団員などにも対応した教育の充実が重要。

ウ 消防団員教育において、常備消防や自主防災組織とのつなぎ（連携）についても取り入れるべき。

③ 自主防災組織に対する教育

ア 北海道は、都市間が離れていることなど、様々な支援が入りにくい場所であることを踏まえると、組織率を上げることは地域の安全に大きく資することになる。

イ 胆振東部地震検証会でも出たが、重要なことは人づくり。地域づくりイコール人づくり。

ウ 北海道の地域性に合わせたような組織づくり若しくはカリキュラムを考えることが重要。とくに、厳冬期の被災を想定した自主防災組織のあり方。これは他府県に真似のできない北海道オリジナルのマニュアルとなる。先進的な取組を参考としながら、そのいいところ取りをして北海道独自の教育を進めるべき。

エ カリキュラムを立てることは、新たに時間やマンパワーが必要となるので、教員増などの検討も踏まえて、絵に描いた餅にならないよう進める必要がある。

④ 札幌市消防学校との連携

ア 危機管理全般を含め、一番大切なことは、顔の見える関係。それぞれ事情がある中で、大規模災害が起きたとき、お互い有効な支援活動ができるような形が望ましい。

イ 北海道で大規模災害が発生した際、道外の緊急消防援助隊の到着までに相当な時間を要するため、それまでの間、北海道の消防部隊のみで活動しなければならない。このため、例えば、地方の消防が札幌に来て高層ビル10階からの火災に対応できるのか、あるいは、危険要素がかなり高い地下街などの現場で活動ができるのかということを見ると、道内全体の消防技術を底上げすることが理想である。

ウ 現行の連携を継続しつつ、中長期的なものも研究していくという形で進めていくことが望ましい。

【方向性】

① 消防職員に対する教育

[初任教育]

1) 初任教育において、時代に即した教育訓練を実施するため、国の教育訓練基準に準拠するとともに、実科訓練や安全管理など災害現場における対応能力を養うことに重点を置いたカリキュラムを編成する。

2) とくに、火災等が減少し、現場で経験を積み重ねることが困難となっていることから、実践的な訓練が実施できるカリキュラムの編成とし、併せて訓練に必要な施設及び資機材等の整備を進める。

[専科教育]

- 3) 専科教育等において、国の教育訓練基準に準拠することを基本とし、実科訓練や安全管理など災害現場における対応能力を養うことに重点を置いたカリキュラムを編成する。
- 4) 警防系教育（警防・救助科）では、安全管理や若年層職員に対する指導者の育成の実現に向けたカリキュラムの編成を目指す。
- 5) 予防系教育（予防査察・危険物・火災調査科）では、業務内容の高度化・専門化が進んでいることから、査察実習の要領や模擬家屋を活用した火災調査実習など、より専門的な教育に重点を置いたカリキュラムを編成する。
- 6) 専科教育救急科については、救急隊員の早期養成が求められている中、道内消防本部から意見集約した上で、地域特性に適合した教育内容や入校要件などについて検証し、必要により見直す。

[特別教育]

- 7) 緊急消防援助隊をはじめとする消防の広域応援活動の機会が増加していることを踏まえ、道消防学校において、広域応援する道内消防本部の各部隊が円滑かつ的確に活動できるよう、大規模災害を想定した教育訓練カリキュラムの充実を図る。
- ② 消防団員に対する教育
 - 1) 国の教育訓練基準における消防団教育を視野に入れながら、本道の消防団を取り巻く状況等を勘案し、現行の消防団教育について検証し、できるだけ地域のニーズを踏まえたカリキュラムが編成できるよう再構築する。
 - ③ 自主防災組織に対する教育
 - 1) 胆振東部地震検証委員会からの「自主防災組織の活動の充実による地域防災力の強化」に係る提言を踏まえ、他県消防学校における先進的な事例も参考にしながら、各市町村との連携のもと、消防学校における自主防災組織に対する教育を組み入れる方向でカリキュラムを編成する。
 - ④ 札幌市消防学校との連携
 - 1) 当面は、現行の連携（初任教育合同大規模災害対応訓練、専科教育救急科（札幌市学校枠）及び特別教育大規模災害広域応援指揮課程）を継続するとともに、その上で、初任教育における一部教育の共同実施や、特別教育大規模災害広域応援指揮課程における救助技術研修の付加など、連携の拡充に向け引き続き協議を進める。
 - 2) 道及び札幌市における既存の協議組織等を活用し、他府県の連携状況を参考にしながら、中・長期的な視点に立ち、組織の体制変更も視野に入れた抜本的な連携に関し、調査・研究を開始する。

なお、協議にあたっては道内各消防本部の意向を十分踏まえるものとする。

2 組織運営体制に係る課題

(1) 消防庁告示「消防学校の施設、人員及び運営の基準」の改正に伴う課題

前述の教育訓練基準の改正と同様、社会情勢の変化を踏まえ、消防学校における教育訓練の更なる充実を図ることを目的に、消防学校施設等の基準が改正され、教員数の算定方式が、従前の年間平均在籍学生数に基づく算定方式から、学生数が最も多くなる時期（最繁忙時の学生数）に基づく算定方式に改められた。

この改正基準に沿った教員数を算定すると16名の教員が必要となるが、現状では14名しか配置されておらず、学生（特に新任教育）の安全管理や教員の安全衛生面で、十分とはいえない状況が生じている。

(2) 専任教員と派遣教員について

現在、道消防学校の教員の体制は、元消防職員で道への割愛となった専任教員が過半数を占めており、全国に比べて専任教員の比率が高い状況である。

基幹を担う専任教員と、豊富な現場経験を有する派遣教員（派遣期間2年間）が相互に役割分担をしながら学生の教育・訓練にあたっているが、教育効果面や財政運営面で、専任教員と派遣教員の比率についても検討する必要がある。

【H30年度 専任教員の割合】 R元.6 全国調査

区分	専任教員の割合	備考
北海道	57 %	・ H30 専任 8 人、派遣 6 人
全国平均	39 %	・ 東京（教員 60 人全員が専任）を除く全国平均は 30%

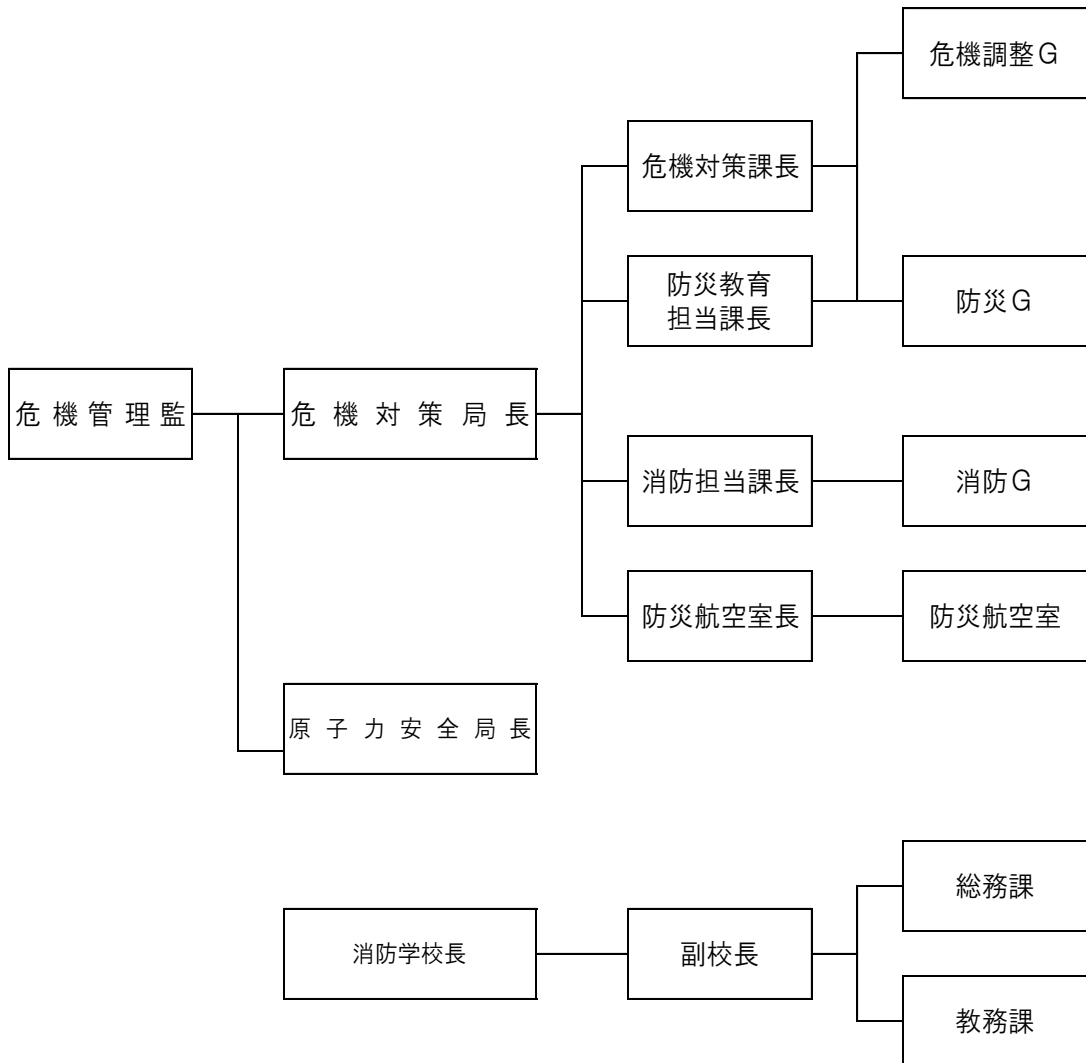
* 専任教員の割合が50%以上の都道府県は、12/47（約1/4）

(3) 組織体系上の課題

消防学校は、道内における大規模災害時、緊急消防援助隊の拠点機能等を担う必要があり（後述）、危機対策部局と一体的に災害対応に取り組むことを想定しているが、現行の行政組織規則では、危機管理事務を担っている危機管理監の直接の指揮命令下になっていない。

危機対策局・消防学校組織図

令和元年7月1日現在



3 組織運営体制の方向性

【検討会での主な意見】

① 組織体制

[教員数]

ア 教育訓練にあたり、一番大切なことは安全管理の徹底であり、最低限安全管理ができるよう、国の基準どおり16名とする必要がある。

イ 施設整備だけを行い、教員数が不足したままで十分な教育が行えないのは本末転倒。施設整備に当たり、安全管理のためにも教員数を増員すべき。

ウ 教員数が定数を満たすことで、派遣教員の負担軽減もつながるので、ぜひ確保すべき。

エ 消防団現地教育訓練は教員を現地に派遣いただいているところであり、定数の16名プラス1、2名増が必要。

[教員の派遣]

オ 災害対応に係る教育は、現場経験豊かな派遣による教員が必要である。一方で、基軸となる道職員もいなければならない。きっちりと棲み分けし検討を進めるべき。

カ 職員数が各消防本部で人口減に比例して減っていくとなると、職員を学校に派遣できるのかということも難しい問題になってくると思う。

④ 組織体系

[行政組織]

ア 消防学校のことを危機管理監が所管しているにもかかわらず、消防学校が総務部の出先機関になっているので、危機管理監の立ち位置がよく見えない。

イ 危機対策局は、災害などから命を守る部局であり、その人材を育成する消防学校をその中に位置づけるべき。

ウ 危機管理監の指揮下にある危機対策局に消防担当、防災航空室が位置付けられていることを考えると、現在の消防学校の位置付けは適切でないと思う。

エ 組織の見直しは、予算、人事の面からも望ましい。

【方向性】

① 組織体制

[教員数]

- 1) 国の基準を満たしていない状況であり、消防学校で実施する教育訓練において、訓練中の安全管理などへの対応が不十分な場合、重大な事故につながる可能性があることから、国が基準で示す教員数確保を目指す。

[教員の派遣]

- 2) 実践的な教育訓練の充実・強化には、現場経験が豊富な消防職員の派遣教員が必要であることから、今後、派遣教員を増やす方向で市町村（消防本部）との協議を進める。

② 組織体系

[行政組織]

- 1) 大規模災害時の的確な対応や自主防災組織をはじめとした道民への防災に対する知識や意識の醸成など、消防・防災対応力の更なる充実・強化を図るためには、消防学校も含めた危機管理部局の効果的・効率的な組織体制の構築が必要である。
こうしたことから、他府県の状況なども参考にしながら、指揮命令系統や組織としての消防学校の位置付け等について、道関係部局との協議を進める。

第3章 施設整備のあり方

1 施設整備の現状

(1) 沿革

道消防学校は、昭和23年10月、札幌市中央区の北海道消防会館の一部を仮校舎として開校し、昭和28年8月、札幌市東区に新築移転した。その後、入校生の増加により、昭和40年12月、現在地の江別市野幌中央町に校舎を新築移転し、その後、順次、各教育訓練施設を整備し、現在に至っている。

江別市に移転してからの庁舎及び訓練施設等の整備状況は次のとおり。

建設年	(年数)	施設名	内容
S40	(53年)	校舎	教室、実習室、視聴覚教室、燃焼実験室、図書室、事務室、トレーニングルーム
S49	(44年)	寮舎(北辰寮)	男子寮室61室(244名)、男子用浴室、女子寮室1室(6名)、女子用浴室、食堂
S55	(38年)	屋内訓練場	座席降下壁等救助訓練施設、冬期間及び雨天時の操法訓練場
S61	(32年)	訓練塔	地上12階・地下1階、耐熱耐煙訓練室、燃焼実験室
S61	(32年)	訓練補助塔	地上8階、各種訓練補助施設
S63	(30年)	訓練家屋兼車庫	消防機器取扱実習訓練場、地下防火水槽(80トン)、訓練用車両
H3	(27年)	講堂兼体育館	ステージ、バレーボール2面分
H4	(26年)	校舎(救急棟)	実科訓練室、救急車内活動実習室、講義室、講義準備室、実習室、教材室、OA室
		訓練用車両等	ポンプ自動車12台、救助工作車1台、救急車3台 計16台

※(年数)は、令和元年8月31日現在の築後年数

(2) 校舎及び寮舎の状況

校舎は建築から50年以上、また、寮舎についても40年以上が経過し、老朽化が進んでいることから、平成28年に長寿命化診断、翌29年度に耐震診断を実施し、校舎、寮舎ともに長寿命化及び耐震化の処置が必要と診断された。

この結果を受け、寮舎については、平成32年度中の完成を目指し、耐震化工事及び長寿命化工事に着手している。

2 施設整備に係る課題

(1) 校舎の整備に伴う課題

校舎については、基礎部分の構造上、耐震改修工事は困難と診断されているため、校舎の安全性確保には改築により対応する必要がある。その際には、現在、建築当時の入校者数を上回り、教室等が狭隘となっていること、また、初任教育の講義を2分割で実施し、教員への業務負担も生じている状況を考慮する必要がある。

施設	当時入校者	H30 入校者	備考
校舎 (S40)	481 名	921 名	
救急棟 (H4)	※241 名	140 名	※建設当時は、救急 I 課程と II 課程を別々に実施

(2) 消防学校施設等の基準（消防庁告示）の改正に伴う課題

i) 基準の改正

前述の教育訓練基準の改正と同様、社会情勢の変化を踏まえ、消防学校における教育訓練の更なる充実を図ることを目的に、消防学校施設等の基準が改正された。

主な改正内容は次のとおり。

- ① 備えるべき設備において、模擬消火訓練装置（A F T）、実火災体験型訓練施設（ホットトレーニング）、震災訓練施設等、実践的訓練施設が加えられた。
- ② 備えるべき教材及び教具として、NBC災害対応訓練用資機材、救急教育訓練用人体形及び自動体外式除細動器が加えられた。

ii) 基準改正に伴う訓練施設等の課題

訓練施設等については、国の基準に基づきながら、順次、整備を行ってきているが、基準改正により追加された実践的訓練施設など未整備の訓練施設もある。

また、従前からの基準に示されている一部の消火訓練施設については、取り壊し予定の江別市の廃止住宅を借用し実施している状況にあり、使用できなくなる時期が未確定の中での訓練となっており、必要な訓練施設の整備に向けた検討が必要となっている。

国の施設等基準に示されている消防学校が備えなければならない施設等の主なもの及び全国の整備状況は次のとおり。

訓練施設名称	整備	施設概要	道の整備状況
模擬消火訓練装置 (A F T)	14 校	プロパンガスバーナー等によって、火炎を発生させ訓練室内で火災を模擬。火炎を自在にコントロールでき、実際の火災に近い環境を再現できる装置	なし
実火災体験型訓練装置 (ホットトレーニング)	12 校	木材等を燃焼させ、熱気と煙を発生させることにより、実際の火災と同等の熱環境、濃煙、中性帯等を体験できる装置	夕張市において仮設コンテナを使用
震災訓練施設	30 校	倒壊建物を想定した敷地に瓦礫救助訓練施設と救急救助訓練施設を組み合わせ、閉鎖空間における救助訓練ができる施設	なし
模擬火災訓練家屋	19 校	一般住宅を模した訓練家屋で、はしごの取扱いや火災を想定した放水及び検索訓練など臨場感のある実践的な消防活動訓練を行う施設	校舎に放水、また、隣接の空き家屋を借用

水難救助訓練施設	16校	気泡発生装置により濁水環境を再現するなど様々な環境を想定した水難救助訓練を行う施設	公共プール、海上を利用
高層訓練塔 複合訓練施設	27校	高層の訓練塔を活用し高層建築物火災対応訓練や、梯子車架梯訓練、迷路避難訓練室、水没できる設備など、総合的な訓練を行うことのできる施設	高層訓練塔のみ 昭和 61 整備
全天候型 屋内訓練施設	27校	積雪時や雨天時において、屋内に車両などを入れ各種訓練を実施できるほか、渡過訓練や登はん、降下訓練などの救助訓練も行うことのできる施設	昭和 55 整備 平成 26 耐震化

注) 整備状況は、消防庁調査による平成 30 年 3 月現在の数値

(3) 緊急消防援助隊等活動拠点施設機能上の課題

i) 北海道胆振東部地震における消防学校の活用

① 北海道広域消防応援隊

道央地区の石狩、空知、後志管内の広域消防応援隊の集結場所とし事前の調整会議を実施したほか、学校の燃料を補給するなど、応援隊の拠点施設として活用した。

② 緊急消防援助隊

仙台市や埼玉県の航空隊宿泊及び横浜市の中継場所として活用した。

ii) 必要性と課題

道内において大規模災害が発生し、道内消防本部の広域応援隊又は他都府県の緊急消防援助隊等が投入されるような場合、被災地への迅速な消防部隊の投入を可能にし、自立的な活動を確実に遂行するために、必要な活動部隊への後方支援機能を担う広域的な総合進出拠点機能が必要となる。

消防学校は、宿泊施設や燃料等の備蓄物資を有し、一部活動拠点としての機能を備えているが、そのためには、応援隊の調整本部や戦術会議等を行うための大教室、さらには、非常電源、災害活動用資機材、備蓄庫等が必要となるが、整備されていない。

3 施設整備に関する札幌市消防学校との連携

(1) 教育訓練施設等に係る連携状況

現在、道消防学校と札幌市消防学校が相互に連携している初任教育大規模災害合同訓練では、相互に屋外訓練場を野営地として活用しているほか、道では 1 張しか整備していないエア TENT を札幌市が供与するなどの連携を図っている。

また、特別教育大規模災害広域応援指揮課程では、札幌市内の各消防署や市消防学校、道消防学校校舎等を活用し連携を図っている。

(2) 教育訓練施設等に係る課題

教育訓練施設・資機材等の相互利用により整備施設等の効率的な活用が期待される場所であるが、先の消防学校施設等の基準により新たに加えられた実践的訓練施設につ

いては、道、札幌市のいずれも整備しておらず、その整備が課題となっている。

4 施設整備の方向性

【検討会での主な意見】

① 校舎及び寮舎

ア 校舎整備の土地に関しては、札幌で何かあったときにも支援できるという地理的特性を踏まえると、現有地で整備を行うことは理にかなっている。

イ 大教室がないため、2回に分けて同じ講義を行っている。大教室を整備することにより、教員の負担も軽くなるし、新たなこともできるようになる。

ウ 消防学校の学生寮や様々な場所での女性への配慮を更に、男女分け隔てなく、しっかり学べる施設にすべき。

エ 学生個人個人に疲労が残らないよう、ということも考えると乾燥室も備える必要がある。

オ 衛生管理上及び快適な環境の観点からも、洗浄乾燥室の整備や寮の施設を充実すべき。

② 教育訓練施設

ア これまで53年使用され、今後50年使用する施設と考えると、それを踏まえた上で最新のもので整備すべき。

イ 火災件数が減少しており、現場経験が少なくなっている状況で、実火災訓練施設を充実する必要がある、とくに、AFTは強く求めたい。

ウ 全国的にも火災が減少する傾向にある中、現場経験の少ない若年層に対する教育訓練の充実が求められている中で、現場対応型の施設や研修がこれから益々重要になる。

エ 地域格差が生じないように、国が基準で示す消火訓練施設など、実践的な訓練施設を整備すべき。

オ 消防学校は、人材育成に欠かせない施設であるからこそ、育成には時間がかかるので、それには施設も必要である。

③ 札幌市消防学校との連携

ア それぞれ学校設立の経緯や意義があると思うので、相互の情報を共有しつつ、一つひとつ整理していくことが重要。道と札幌市の連携による一層の強力な体制を期待する。

④ 緊急消防援助隊等拠点施設機能に必要な施設

ア 緊急消防援助隊の活動拠点として位置づけるべき。その際、旭川市の防災センターでは、車庫がシャワー室になっていたり、体育館の壁からベッドが出てきたりと有事の際の機能を持った拠点が整備されている。緊急消防援助隊の活動拠点については、そういう形を参考にすべき。

イ 緊急消防援助隊の活動展開については、首都直下地震や南海トラフ地震などが発生した場合、北海道から行かなければならず、江別は地理的に道北、道西からそれぞれ集まってきたところで環境的には適地と思われる。

ウ 緊急消防援助隊の活動拠点施設については、胆振東部地震の際、広域応援隊が集結場所として活用した実績からも、活動拠点施設の機能が必要。

エ 緊援隊の基地ということもあるが、実際には、災害派遣の時には、緊急消防援助隊だけでなく、自衛隊の災害派遣隊、警察の広域応援隊など、そういうことも含めて、意識しておくことが必要である。

オ できれば、道庁の危機管理センターが万が一の場合、そのバックアップ機能としての施設が運用され、活動連絡調整室の道のバックアップ基地としての機能を盛り込んでもいいのではないか。

【方向性】

① 校舎及び寮舎

1) 校舎の立地場所については、校舎移転から50年以上に渡り、各施設を整備し、一体的に運用されていることや訓練に必要な十分な敷地が確保されていること、また、近隣住民から訓練に伴う騒音などへの一定の理解が得られていることなどの理由により、現在地での改築が望ましい。

2) 施設の立地については、ハザードマップ上、浸水エリアではなく、また、急傾斜地による土砂災害が懸念される場所でもないことから安全な場所であり、整備（改築）の適地と考えられる。また、現在の敷地は、次のとおりの立地特性等がある。

【立地の特性】

- ・ 訓練に必要な十分な敷地が確保されている
- ・ 道内最大都市札幌市に隣接している
- ・ 高速道路のインターから近距離にある
- ・ 近隣住民から訓練に伴う騒音などへの一定の理解が得られている

3) 校舎の整備（改築）に当たっては、現校舎をベースにしながら、機能や役割を果たすために、必要な施設と面積を確保するとともに、可能なものは統合を行い、不要部分を縮小・削減することで、必要面積を積み上げ算出する。なお、各施設の必要面積については、他県事例等も参考とする。

4) 初任全体授業や札幌市消防学校との合同授業、大規模な図上訓練等を行うため、基準で示されている大教室を整備する。

5) 男性と女性の施設利用を踏まえ、望ましい教育訓練環境となるような施設の整備に努める。また、学生の訓練環境を整えるため、基準で示されている洗浄乾燥室を整備する。

6) 現在改修中の寮舎、現校舎については、江別市の指定避難所に位置づけられ

ていることから、災害時の対応について、緊急消防援助隊等拠点施設機能との使用区分について、江別市と協議を行いながら整備を進める。

② 教育訓練施設

- 1) 『消防学校施設等の基準』に示されている学校として備えなければならない施設で、直近の基準改正で、訓練施設として追加された実践的訓練施設については、市町村からのニーズが高く道内の消防力や災害対応力を向上させる上で必要な施設であり、教育効果上、有効な訓練施設であることから、校舎整備に合わせその整備を進める。

【整備が必要な訓練施設】

- ・ 模擬消火訓練装置（AFT）及び消火訓練施設（模擬住居施設）
- ・ 震災対応訓練施設

- 2) 大型油圧器具などの消防資機材は、年々軽量化、高性能化が図られ、各消防本部においてもこうした最新鋭の資機材を整備するところも増えてきている中で、消防学校が有する資機材は消防現場のものと乖離しているものも少なくないことから、時代に即した教育を行うため、必要な資機材を整備する。

- 3) 訓練施設の整備にあたっては、国の施設等基準に沿い、道自らが整備することを基本としながら、他機関施設の借用等も考慮に入れ、進める。

③ 札幌市消防学校との連携

- 1) 共同開催の科・課程実施に伴う施設の相互利用を促進するとともに、今後、道において新たな施設を整備した際には、札幌市消防学校の利用を促す。

④ 緊急消防援助隊等拠点施設機能に必要な施設

- 1) 道消防学校では、宿泊施設や生活関連施設、燃料等の備蓄物資を備えており、また、敷地面積も広いほか、高速道路のインターから近距離であり利便性が高く、こうした施設の特性を活かし、大規模災害時においては、緊急消防援助隊等の活動拠点や地域住民の避難所等の役割を担うことにより、北海道の防災・減災に寄与できる。

こうしたことから、施設整備にあたっては、これまでの学校教育という視点のみならず、これら機能が十分に発揮できるよう幅広い視点での整備を進める。

- 2) 緊急消防援助隊等の拠点施設を担うこととし、現在整備されているものに加え、次の施設・設備の整備を進める。

【整備を検討する施設・設備】

- ・ 緊急消防援助隊等の戦術会議等が可能な大教室
- ・ 自家発電機
- ・ 燃料施設等（拡充）
- ・ 備蓄庫
- ほか